

## 船橋市一時預かり事業（余裕活用型）実施要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより一時的に保育を必要とする際の預かり、また、保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担を解消するための一時的な預かりに対応するため、利用定員に空きがある施設等において一時預かり事業（余裕活用型）（以下「事業」という。）を実施し、安心して子育てが出来る環境を整備するとともに、事業を実施する家庭的保育事業者等に補助金を支出することにより、乳幼児の福祉の増進を図ることを目的とする。

### （定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）の例によるもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実施者 市長並びに法第34条の15第2項の規定による認可を受け実施する法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業（以下「家庭的保育事業」という。）及び法第34条の15第2項の規定による認可を受け実施する法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（以下「小規模保育事業」という。）（以下「家庭的保育事業等」という。）を市内で実施している者（以下「家庭的保育事業者等」という。）であつて、市長が承認したもの。
- (2) 児童 生後57日目以降小学校就学の始期に達する前の児童。
- (3) 保育従事者 保育士又は一時預かり事業の実施について（令和6年3月30日付け5文科初第2592号・こ成保第191号）別紙一時預かり事業実施要綱4（1）⑤ア及びイに規定する者

### （対象児童）

第3条 事業の対象となる児童（以下「対象児童」という。）は、船橋市内に居住し、主として法第35条第3項の規定による保育所、同条第4項の規定による認可を受けた保育所、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項又は第3項の規定による認定を受けた認定こども園、同法第17条第1項の規定による認可を受けた認定こども園、家庭的保育事業等又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項第3号の規定による認可を受けた幼稚園に在籍していない健康な児童とする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、事業実施者において、事業の利用を希望する対象児童（以下「利用希望児童」という。）について、健康状況等からみて受け入れが困難であると認める場合、又は受け入れることにより安定的な通常保育の実施に支障があると認める場合は、当該児童に対し、事業を実施しないこととすることができる。

### （利用区分）

第4条 事業の利用区分は次に掲げるとおりとする。

- (1) A利用 保護者の労働、職業訓練、就学、保護者等の傷病、災害事故、出産、看護、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事由等により家庭における保育が困難になる児童に対し、原則として一月につき9日を限度として実施する。

ただし、事業を実施する家庭的保育事業等（以下「実施事業所」という。）の予約状況により、受け入れ可能人数に空きがある場合については、事業実施者の判断で、一月につき15日を限度とした利用を認めることができる。

- (2) B利用 保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担を解消するため保育を必要とする児童に対し、原則として一月につき2日を限度として実施する。

ただし、実施事業所の予約状況により、受け入れ可能人数に空きがある場合については、事業実施者の判断で、一月につき9日を限度とした利用を認めることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、利用を認める日数はA利用及びB利用合わせて、一月につき15日を限度とする。

（実施日）

第5条 事業の実施日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 月曜日から土曜日までとする。ただし、事前に市長の承認を得た場合は、この限りでない。
- (2) 前号の規定にかかわらず、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び実施事業所の休園日は除く。ただし、実施事業所において児童の受け入れが可能である場合は、事業の実施を妨げない。

（利用時間）

第6条 利用時間は、実施事業所の休園日を除き、次に掲げるとおりとする。

- (1) 月曜日から金曜日 午前9時から午後5時まで
- (2) 土曜日 午前9時から午後1時まで
- (3) 時間外保育時間は、前々号にあっては午前8時から午前9時まで及び午後5時から午後6時までとし、前号にあっては午前8時から午前9時までとする。

（事業の申請及び廃止の手続き）

第7条 第2条第1号の承認を受けようとする家庭的保育事業者等は、船橋市一時預かり事業（余裕活用型）承認申請書（第1号様式）を事前に市長に提出するものとする。

- 2 市長は前項の船橋市一時預かり事業（余裕活用型）承認申請書を受理した場合は、内容を審査し、船橋市一時預かり事業（余裕活用型）承認通知書（第2号様式）又は船橋市一時預かり事業（余裕活用型）却下通知書（第3号様式）により、事業の承認又は却下をするものとする。

- 3 前項の規定により承認を受けた事業実施者が事業を廃止する場合には、船橋市一時預かり事業（余裕活用型）廃止届出書（第4号様式）を事前に市長に提出するものとする。

（実施基準）

第8条 事業実施者は、船橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和5年条例第12号。以下「条例」という。）に規定する設備基準及び職員配置基準を遵守するものとする。

（事業の利用定員）

第9条 事業実施者は、家庭的保育事業等の利用定員の範囲内において、利用希望児

童を受け入れるものとする。ただし、配置職員の数は、家庭的保育事業等の在園児童と事業の利用児童（以下「利用児童」という。）の総数に対する、条例の規定に基づく必要数を満たさなければならない。

（事前登録）

第10条 利用希望児童の保護者は、原則として利用開始希望日の7日前までに、一時預かり事業（余裕活用型）登録票（第5号様式）及び一時預かり事業（余裕活用型）承諾書（第6号様式）に必要書類を添付して事業実施者に申し込むものとする。ただし、事業実施者が緊急の必要があると認める場合は、この限りでない。

（利用希望児童の健康調査）

第11条 事業実施者は、前条の規定による申込みを受け付ける際には、利用希望児童の面接を行い、児童の健康状況を十分聴取した上で、母子健康手帳・個人調査票等により健康状態を把握し、当該児童の処遇に支障をきたすことのないよう留意するものとする。

（登録の承認）

第12条 事業実施者は、第10条の規定による申込みを受理したときは、内容を審査し、登録を承認するものとする。

2 事業実施者は、前項の規定により登録を承認したときは、速やかに一時預かり事業（余裕活用型）登録済証明書（第7号様式。以下「登録済証明書」という。）により、申込みをした保護者（以下「利用保護者」という。）に通知するものとする。

（登録の有効期限）

第13条 登録の有効期限は、利用を開始した日の属する年度の3月31日までとする。

（利用手続き）

第14条 利用保護者は、第12条に規定する登録の承認を受けたのち、事業実施者に対し利用希望日の予約を行うものとし、事業実施者は利用の可否を決定するものとする。保護者は、利用にあたり登録済証明書を提出するとともに、A利用の場合については家庭における保育が困難な理由を証明するものを提出しなければならない。

（利用決定の取消）

第15条 事業実施者は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、利用の決定を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する対象児童としての要件を満たさなくなったとき。
- (2) 虚偽の申込み又は不正な手続きにより、利用の決定を受けたとき。
- (3) その他やむを得ない事由により、当該児童の保育を継続することが困難と認められたとき。

（利用児童の処遇）

第16条 利用児童の処遇は、法第24条第1項の規定に基づく保育をうける児童に準ずるものとし、本事業の実施にあたっては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づく指針を参考とするものとする。

(費用負担)

- 第17条 事業実施者は、事業の実施にあたって、利用保護者に費用負担を求めることができるものとし、その場合、あらかじめ事業実施者において、その負担方法及び費用負担の額（以下「利用料」という。）等を定めるものとする。
- 2 事業実施者は、前項の規定に基づく利用料のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用保護者から受けることができる。
- (1) 食事の提供に要する費用
  - (2) 事業において提供される便宜に要する費用のうち、通常の活動以外に行われる活動に要する費用で、利用保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 3 第1項の規定に基づく利用料及び第2項第1号の規定に基づく食事の提供に要する費用の設定にあたっては、別表1に定める利用児童一人当たりの利用料及び食事の提供に要する費用（以下「利用料等」という。）を基準に設定するものとする。ただし、この利用料等を超えた金額を設定する場合には、高額な設定とならないよう十分留意するものとする。
- 4 事業実施者は、第1項から第3項に規定する費用の額について、当該金銭の用途及び額並びに利用保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用保護者に対して説明を行い、利用保護者の同意を得なければならない。
- 5 事業実施者は、第1項から第3項に規定する費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った利用保護者に対し交付しなければならない。
- 6 第1項及び第3項の規定にかかわらず、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯及びこれに準ずる世帯として市長が認める世帯は、利用料を無料とする。

(補助金交付対象者)

第18条 補助金の交付を受けることができる者は、事業実施者（市長を除く。）とする。

(補助金額)

第19条 補助金の額は、別表2に掲げるとおりとする。

(障害児加算)

第20条 次の各号に掲げる児童の利用があった場合において、当該児童の受け入れを行うために、第8条の規定に基づき必要となる保育従事者数を超えて保育従事者を配置した場合は、障害児加算を交付するものとする。

- (1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づく特別児童扶養手当の支給対象児（所得により手当の支給を停止されている場合を含む。）
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた児童
- (3) 千葉県療育手帳制度実施要綱（昭和62年千葉県要綱）の規定により療育手帳の交付を受けた児童

- (4) 児童福祉法に基づく障害児通所給付費等の支給等に関する規則（平成24年船橋市規則第30号）に基づき、障害児通所給付費等の支給決定を受けた児童
- (5) 船橋市発達支援児の保育観察の手続き等に関する要綱（令和5年9月1日）に基づき、心身の発達において支援を要する児童であると市長が判断した児童
- (6) その他、前各号に準じる者として医師の診断等を受けた児童  
（生活保護世帯等利用分加算）

第21条 第17条第6項に規定する世帯に属する児童の利用があった場合は、生活保護世帯等利用分加算を交付するものとする。

（補助金の申請）

第22条 補助金の交付を受けようとする事業実施者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる期日までに、船橋市一時預かり事業（余裕活用型）補助金交付申請書（第8号様式）に事業の実施状況報告書を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

- (1) 4、5、6月分 7月15日まで
- (2) 7、8、9月分 10月15日まで
- (3) 10、11、12月分 1月15日まで
- (4) 1、2、3月分 3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、第20条の規定による障害児加算の交付を受けようとする申請者は、前項に規定するものに加えて第20条各号に規定する児童であることを確認できる書類を提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第23条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その旨を船橋市一時預かり事業（余裕活用型）補助金交付可否決定通知書（第9号様式）により、申請者に通知する。

（交付の時期）

第24条 第22条の規定による申請に係る補助金については、前条に規定する交付決定後に交付するものとする。

（交付決定の取消等）

第25条 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた事業実施者があるときは、市長は、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

（関係書類の整備）

第26条 第23条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた申請者は、事業に係る収支を記載した帳簿を備え、当該収支についての証拠書類を整理し、補助金の額の決定の日の属する年度の終了後、5年間保管しておかななければならない。

（補則）

第27条 ここに定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年3月1日から施行する。

別表1 利用料及び食事の提供に要する費用

(1)利用料

(単位：円)

区分 年齢	基本利用	短縮利用
	午前9時から午後5時 (最大午前8時から午後6時)	午前9時から午後1時 (最大午前8時から午後1時) 午後1時から午後5時 (最大午後1時から午後6時)
3歳未満児	2,500	1,250
3歳以上児	1,000	500

(2)食事の提供に要する費用

(単位：円)

一食当たり	300
-------	-----

備考

- 1 この表の年齢区分については、利用年度初日現在の満年齢によるものとする。
- 2 この表の利用時間をやむを得ない理由で超える場合は、一時間当たり300円を徴収するものとする。

別表2 補助金の額

利用児童一人当たり日額

(単位：円)

区分	単価
①基本分	2,400
②障害児加算	3,600
③生活保護世帯等利用分加算	利用児童の年齢及び区分に応じて別表1(1)に定める利用料相当額

第1号様式

船橋市一時預かり事業（余裕活用型）承認申請書

年 月 日

船橋市長 あて

所在地  
法人名  
代表者名

船橋市一時預かり事業(余裕活用型)実施要綱に規定する事業を実施したいので、同要綱第7条第1項の規定に基づき、事業実施の承認を申請します。

記

実施施設の名称	
所在地	船橋市
事業開始時期	年 月 日

第2号様式

第 号  
年 月 日

船橋市一時預かり事業（余裕活用型）承認通知書

所在地

法人名

代表者名 \_\_\_\_\_ 様

船橋市長

年 月 日付けにて申請のありました一時預かり事業（余裕活用型）の実施について、船橋市一時預かり事業（余裕活用型）実施要綱第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり承認します。

記

実施施設の名称	
所在地	船橋市
事業開始時期	

第3号様式

第 号  
年 月 日

船橋市一時預かり事業（余裕活用型）却下通知書

所在地

法人名

代表者名 \_\_\_\_\_ 様

船橋市長

年 月 日付けにて申請のありました一時預かり事業（余裕活用型）の実施について、船橋市一時預かり事業（余裕活用型）実施要綱第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり却下します。

記

実施施設の名称	
所在地	船橋市
却下理由	

第4号様式

船橋市一時預かり事業（余裕活用型）廃止届出書

年 月 日

船橋市長 あて

所在地  
法人名  
代表者名

年 月 日付け 第 号により承認を受けました一時預かり事業（余裕活用型）について、下記のとおり廃止したいので、船橋市一時預かり事業（余裕活用型）実施要綱第7条第3項の規定に基づき、届け出します。

記

実施施設の名称	
所在地	船橋市
事業廃止時期	年 月 日

## 一時預かり事業(余裕活用型)登録票

一時預かり事業(余裕活用型)実施者 あて

令和 年 月 日

住所	
保護者氏名	
電話番号	

一時預かり事業(余裕活用型)の利用を希望するので、次のとおり登録いたします。

ふりがな 児童名	生年月日	平成/令和 年 月 日
利用形態	<input type="checkbox"/> A利用 保育できない理由 (理由: ) (時間: ) (理由: ) (時間: ) (理由: ) (時間: )	
	<input type="checkbox"/> B利用 リフレッシュ (目的: ) (時間: ) (目的: ) (時間: )	
	アレルギー <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有( )	

※同居されている方、全てご記入ください(欄が足りない場合、余白にご記入ください)。

家族の氏名	児童との続柄	生年月日	年齢	勤務先(電話番号)	携帯番号
父:		年 月 日		( )	( )
母:		年 月 日		( )	( )
祖父:		年 月 日		( )	( )
祖母:		年 月 日		( )	( )
		年 月 日		( )	( )
		年 月 日		( )	( )

健康保険証	記号	番号	保険者番号	名称
かかりつけの 病院	病院名		住所	電話番号
				( )
緊急連絡先 (必ず連絡が とれる方)	氏名		住所	電話番号
	①			( )
	②			( )

★上記内容に変更があった場合は、必ず実施園にお知らせください★

実施園は、この登録票を確認後コピーを一部とり、保護者へお渡しください。

## 一時預かり事業(余裕活用型)承諾書

令和 年 月 日

船橋市の一時預かり事業(余裕活用型)の登録にあたり、下記事項及び実施園の定めるきまりについて了承します。

1. 本登録については、今回登録された「保育を希望する理由」が継続する期間まで有効です。また、理由が長期間継続する場合でも、毎年度ごとに更新(登録)が必要です。
2. 今回登録した内容に変更があった場合は、速やかに実施園までお知らせください。
3. 「保育を希望する理由」を証明する書類については、何が必要かご確認いただいた上で、必ずご提出ください。
4. 予約の時に申し込んだ時間以外の利用はできません。
5. 予約のキャンセルをされる場合は、必ず利用日の前日の17時までに実施園までご連絡ください。前日までにご連絡いただけなかった場合は、次回以降の利用をお断りすることがございます。
6. 一度収めた利用料はいかなる理由があっても返金いたしません。利用料は申し込み時の料金及び遅延に係る延長料金となります。
7. お迎えは時間に余裕をもってきてください。

保護者氏名

---

児童氏名

生年月日

年 月 日

---

## 一時預かり事業(余裕活用型)登録済証明書

令和 年 月 日

(住所)

(保護者氏名)

様

お子様 \_\_\_\_\_ 様につきまして、\_\_\_\_\_ (実施施設名)の  
一時預かり事業(余裕活用型)利用のための登録が済んでいることを証明します。  
なお、本登録済証明書は、必ず利用ができることを保証するものではありません。

一時預かり事業(余裕活用型)実施者

記入者

### 保護者承諾事項

1. 本登録については、今回登録された「保育を希望する理由」が継続する期間まで有効です。また、理由が長期間継続する場合でも、毎年度ごとに更新(登録)が必要です。
2. 今回登録した内容に変更があった場合は、速やかに実施園までお知らせください。
3. 「保育を希望する理由」を証明する書類については、何が必要かご確認いただいた上で、必ずご提出ください。
4. 予約の時に申し込んだ時間以外の利用はできません。
5. 予約のキャンセルをされる場合は、必ず利用日の前日の17時までに実施園までご連絡ください。前日までにご連絡いただけなかった場合は、次回以降の利用をお断りすることがございます。
6. 一度収めた利用料はいかなる理由があっても返金いたしません。利用料は申し込み時の料金及び遅延に係る延長料金となります。
7. お迎えは時間に余裕をもってきてください。

**※登録済証明書は、利用日に毎回ご持参ください。**

第 8 号様式

船橋市一時預かり事業（余裕活用型）補助金交付申請書

年 月 日

船橋市長 あて

所在地  
法人名  
代表者名

船橋市一時預かり事業（余裕活用型）補助金の交付を受けたいので、船橋市一時預かり事業（余裕活用型）実施要綱第 2 2 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

施 設 名

所 在 地

交付申請額 円

添付書類

第9号様式

船橋市一時預かり事業（余裕活用型）補助金交付可否決定通知書

年 月 日

様

船橋市長

年 月 日付けにて交付申請のありました一時預かり事業（余裕活用型）補助金について、船橋市一時預かり事業（余裕活用型）実施要綱第23条の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付します。 交付決定額 円

2 交付しません。  
理由